学費免除・徴収猶予申請について

入学料免除・徴収猶予第二次願書、授業料免除願書共通

◇対　　象　米沢キャンパス新入学生・新大学院生
◇受付期間　願書配付～平成３０年９月１４日（金）16：30
※土日祝日を除く
◇受付時間　9：00～11：30 / 13：30～16：30
◇提出場所　米沢キャンパス　学生サポートセンター内（5 号館 1 階）
学務課学生支援担当窓口（①番窓口）

願書は申請者本人が窓口に提出してください。

郵送、保護者または代理人による提出はできません。

目次

申請から免除決定までの流れ（スケジュール）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
申請条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
●学費免除・徴収猶予共通
●入学料免除・徴収猶予
●授業料免除
判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
◎学力基準
◎家計基準

出願書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
入学料・授業料の徴収猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
判定結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
入学料・授業料の納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
Q&A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

【申請から免除決定までの流れ（スケジュール)】

手続き時期	入学料免除・徴収猶予 後期分授業料免除
8 月～9 月中旬	申請願書の配付
9月１４日（金） １６：３０	**出願書類提出期限　【厳守】**
１２月上旬	結果発表 郵送で結果を通知します。

【制度の趣旨】

特別な事情によって入学料・授業料の納付が困難であり，かつ，学業成績が優秀と認められる者を対象に，本人の申請に基づき，選考の上，学長が入学料・授業料の免除又は徴収を猶予する制度です。

山形大学入学料免除及び徴収猶予規程
山形大学授業料，寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程

【申請条件】

特別な事情によって入学料・授業料の納付が困難であり，かつ，学業成績が優秀と認められる者
ただし，以下の者は申請できません。

●学費免除・徴収猶予共通
・懲戒処分を受けた者（処分決定日以降申請資格を失う）
・故意または重大な過失により虚偽の申告をした者

●入学料免除・徴収猶予
・入学料を納付済みの者

●授業料免除
・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
・申請期の前の期分までの授業料が完納されていない者
　前期分申請時は，前年度後期分までの授業料を３月末日までに（新入学生を除く），
　後期分申請時は，当該年度前期分までの授業料を９月末日までに納付済みであること。
・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
・非正規生（科目等履修生，研究生等）

【判定基準】

◎学力基準

【学部１年生】

次のいずれかに該当する者

① 高等学校の評定平均値が３．５以上

② 入学試験の成績評価による席次が上位５分の２以内

③ 高等学校卒業程度認定試験合格者 または 大学入学資格検定の合格者

【その他の新入生】

編入学生　　･･･編入学前の学校の取得単位数について，

大学院１年生　　･･･学部等で取得した専門科目の評価区分に応じて，

養護教諭特別別科生　･･･看護師養成機関で取得した単位数について，

次の算式によって得た平均値が１．９０以上であること（養護教諭特別別科生については，入学試験の成績評価による席次が上位５分の２以内でも可）。

$$\frac{\text{（優，S及びAの単位数）}\times 3+\text{（良及びBの単位数）}\times 2+\text{（可及びCの単位数）}}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}}=\text{平均値}$$

※本学規程による学力基準に満たない者は，不許可となります。

◎家計基準

家計支持者の前年（１月～１２月）の総所得金額※1（以下「総所得金額」という。）の合算額が，本学で定める収入基準額以下であること。

＊家計基準については，家族構成，収入の内訳，各種控除等により，家計困窮度（家計評価額）が変わるため，「収入○○万円以下なら半額免除」といった具体的数字でお示しできません。

※１　場合により記入する収入（所得）が異なります。

家計支持者とは･･･父母両方を指す。一人親の場合は，学生と同一世帯の父母いずれか。父母がいない場合は，父母に代わり学生の家計を支えている者（１名）。

「家族」の考え方･･･父母とその子を一つの家族とみなす。ただし，兄弟は就学者，未就学児及び障がい者を家族に含め，18 才以上の就学者でない者（独立して別居，同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については，同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）

※独立生計の基準

・所得税法上，父母の扶養親族でない者

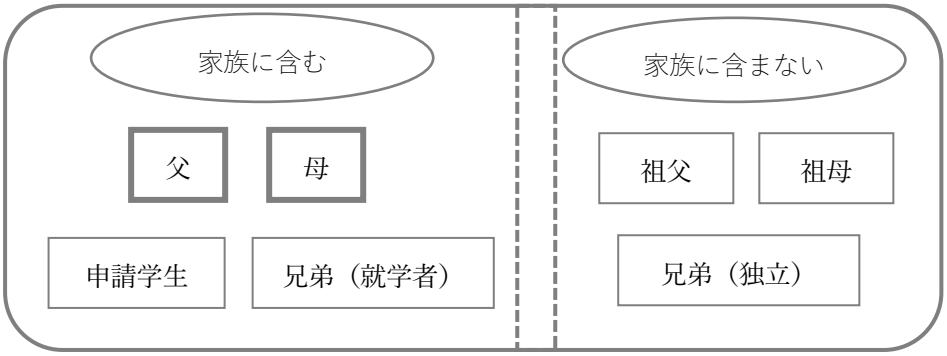
・父母と別居している者

・本人（配偶者があるときは，配偶者を含む）に収入があり，その収入について所得申告がなされ，所得証明書が発行される者

＊本人（配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証（写）が提出できること。

◎家族

世帯全員の住民票に記載：父，母，祖父，祖母，申請学生，兄弟（就学者），兄弟（独立）の場合
※太枠が家計支持者（父，母）



【出願書類について】

◎書類の提出について

出願書類は，必ず申請者が窓口に提出してください。郵送による提出は受け付けません。

1．全員が提出する書類

提出書類	注意事項
入学料免除・徴収猶予願書 授業料免除願書	○１０月１日現在（見込み）の内容で，申請者本人が記入すること。 ○保護者署名欄のみ父母等の自署が必要。 《入学料免除・徴収猶予希望の方》 ○申請の具体的理由を詳細に記入すること。（４行以上） ○主たる家計支持者が無職・失職中の場合は，申請の具体的理由とは分けて，その年月や生活費の出所について記入すること。
平成３０年７月１日以降発行の 住民票謄本 （世帯全員の住民票）	○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○以下すべて記載していないもの 「本籍・住民票コード・マイナンバー」 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※祖父母等願書に記入しない家族が記載されていても差し支えありません。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。

結果通知用封筒（大学の封筒）	○免除結果を郵送で通知する際に使用する封筒。願書提出時に窓口で封筒を受け取り、住所・氏名・学生番号を記入すること。 ○申請者全員に郵送で結果を通知します。
「前年の収入（所得）額」と 「市・県民税額」が明記された 市区町村発行の証明書 例：平成 30 年度所得（課税）証明書 ※上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は,「課税又は非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出すること。	○収入等がない場合は「0 円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「＊」「－」「空白」等の証明書は不可。 ○父母又は父母に代わって家計を支えている者の証明書を提出すること。（主婦，年金受給者，無職等も必要） ○独立生計の学生及び配偶者も提出が必要。 ○一人一枚発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。 ○留学生：日本以外の証明書の場合，税金の記載は不要。必ず日本語訳を添付すること。

2．該当する方が提出する書類

<table>
<tr><th>該当事項</th><th colspan="2">提出書類（A4 サイズに整えて提出）</th></tr>
<tr><td>申請者本人が給付型奨学金を受給している</td><td colspan="2">・奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し
※貸与型奨学金、高校在学時の給付奨学金は提出不要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高等学校以上の就学者がいる</td><td>国立の学校</td><td>・在学・授業料免除状況証明書（様式５）</td></tr>
<tr><td>公立，私立の学校（予備校等その他の学校を含む）</td><td>・在学証明書（各学校所定の様式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間，定時制，通信制，予備校，職業訓練校，大学校，各種学校等の場合，上記証明書と申立書（様式３）
※定職についている場合は就学者に含めない</td></tr>
<tr><td>一人親世帯である</td><td colspan="2">以下のすべての書類
① 一人親世帯申立書（様式２）
② 父又は母の戸籍謄本か，一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し，児童扶養手当の証書の写しなど）
※P７《一人親世帯について》を参照してください。</td></tr>
<tr><td>生活保護世帯である</td><td colspan="2">・生活保護支給額通知書の写し等</td></tr>
<tr><td>障がい者がいる</td><td colspan="2">・障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳，みどりの手帳等）の写し</td></tr>
</table>

火災・風水害等の被害を受けた	・被災の程度が明記された罹災証明書，被災証明書の写し 例：東日本大震災（全壊又は大規模半壊，原発避難），熊本地震（被災の程度は問わない）等

３．外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

外国人留学生	以下すべての書類 ① 家計支持者の所得証明書 日本以外の証明書の場合：日本語訳を添付すること 日本の証明書の場合：最新の所得（課税）証明書 ② 生活費収支調書（様式６）
独立生計	以下のすべての書類 ① 生活費収支調書（様式６） ② 本人（配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証の写し

◎記入上の注意

・願書（表紙）

1）申請者本人が記入すること。
2）願書は，申請時現在（１０月１日）の状況（見込み）を記入すること。
3）学生現住所は１０月１日現在の住所を記入すること。住民票と異なっていても差し支えありません。
4）保護者の署名・押印箇所は保護者本人が署名・押印すること。（独立生計者・外国人留学生は記入の必要なし）
5）保護者が勤務地の関係で別居している場合は，保護者住所には学生の帰省先を記入すること。

・家庭調書（本人について）

1）自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは，家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは，「自宅」以外の者をいう。
2）本人が，前年度（前年４月～３月）及び当年度（当年４月～３月）に給付を受けた（受ける）奨学金について記入する。貸与奨学金は含めない。ただし、高等学校在学時の給付奨学金は記入不要。
3）奨学金の金額は，前期は前年度の給付合計額を，後期は当年度の給付予定額を記入する。

・家庭調書（「就学者を除く家族」欄について）

1）「就学者を除く家族」欄には，原則として父母両方を記入すること。ただし，死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを，父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者１名を記入すること。
2）未就学児は，「就学者を除く家族」欄に記入すること。
3）18 才以上の兄弟で，就学者でない者（独立して別居，同居して就業等）は記入不要。
4）就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は，「就学者を除く家族」欄に記入した上で，特別控除関係の書類を添付すること。
5）祖父母は，原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

・家庭調書（「就学者」欄について）

1） 就学者は，「就学者」欄に記入すること。

2） １０月１日現在の学年を記入すること。

3） 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。

4） 高等学校以上の就学者は，P.５に記載のある書類を添付すること。

《一人親世帯について》

死亡，生別（離婚・未婚）以外の場合

・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類または民生委員等※1の署名がある申立書※2を提出することにより，願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い，審査の対象から除外します。

※1利害関係のない第三者として合理的で，事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

※2民生委員の署名記入欄のある申立書様式は担当窓口で配付。

その他

・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合，事情を確認します。

・児童扶養手当は収入に含めませんが，一人親として行政の扶助を受けていたことの証明として，写しを提出してください。遺族年金も同様です。

《収入・所得について》

◎収入状況

市区町村発行の最新の所得（課税）証明書に記載のある金額を計上する。

収入（所得）について･･･市区町村が証明した収入（所得）額を基準とするため，年度の途中で就職・退職・転職・失職したものについては考慮しない。

◇P９の「Q&A」もご確認ください。

【注意事項】（入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通）

個人情報の利用について

・提出いただいた書類の個人情報は、学費免除・徴収猶予申請及び免除・徴収猶予決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

・添付書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。

・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。

・書類は、発行日が申請日（１０月１日）から３カ月以内のもの、または発行されている中で最新のものを提出してください。

・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）

・提出する書類はすべてＡ４サイズに整えてください。

・申請内容に虚偽があった場合には，免除の許可を取り消します。

【入学料・授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、入学料・授業料の徴収が猶予されます。
授業料免除を申請した方は、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

【判定結果通知】

○入学料免除・徴収猶予
　１２月上旬（予定）に郵送で結果を通知します。

○授業料免除
　１２月上旬（予定）に郵送で結果を通知します。

【入学料・授業料の納付について】

○入学料の納付
・結果通知に記載の請求額を，指定された口座に納付してください。
・指定された期日までに入学料を納付していただけない場合は，除籍となります。

○授業料の納付
・半額免除または不許可となった場合，１２月２５日（火）（予定）に，授業料請求額が一括で引き落とされます。
・授業料口座振替の手続きがお済みでない場合は，至急お手続きください。

Q&A

入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通

Q１：書類の発効日が古いものは提出できますか。

A：住民票、在学証明書等は申請日（１０月１日）から３か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書など）は発行されている中で最新のものを提出してください。

Q２：同居の祖父母は家族数に含まれますか。

A：祖父母は家族数に含みません。ただし，父母がいない場合で祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含みます。

Q３：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか。

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありません。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッチキスされている場合は取らないでください。

Q４：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか。

A：願書に家族数として含まれる家族（P4 参照）の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q５：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか。

A：在学証明書が発行されない場合は就学者と認められません。 18 才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q６：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族に含まれますか。

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q７：妹が４月から進学予定で、申請期限までに受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか。また、在学証明書が提出期限までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆で記入し、様式１（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に願書にボールペンで進学先を記入します。

Q８：「収入（所得）額」と「市県民税額」が明記された市区町村発行の証明書とは何ですか。

A：市役所等で発行される証明書です。お手元に届く納税通知書等では代用できません。また、証明書の名称は市区町村で異なります。例：所得（課税）証明書など